

(7) 「京都府奨学のための給付金」と貸付金の調整 ー調整の方法ー

- ◆ 調整は、「京都府奨学のための給付金」の受給決定後になります。
貸与額の減額が必要になった場合、京都府から貸与額を減額した旨通知します。

「修学金貸与申請書」の裏面の「特約事項第5条」を御確認ください。

- ・ 第1項 「奨学のための給付金」を受給することになった場合、修学金を減額することについて合意
- ・ 第2項 京都府から修学金を減額する旨通知

<修学金（貸付）の減額調整の例>

調整例1

国公立高校（全日制）で、4月に上限額の18,000円で貸与申請
6月末に、貸与決定（月額18,000円）、4～9月分108,000円振込
7月に「奨学のための給付金」を申請
10月末に「奨学のための給付金」114,100円（道府県民税所得割額・市町村民税所得割額非課税世帯第1子）の支給決定

⇒ 月額 9,000円（全日制・定時制の場合）を減額調整

振込時期	6月末	10月末	計
「修学金」（貸付） ※返還が必要	108,000円 (18,000円×6月)	支払なし (9,000円×12月－(振込済)108,000円)	108,000円 <u>返還が必要</u>
「奨学のための給付金」 道府県民税所得割額・ 市町村民税所得割額非課税 (第1子の高校生の場合)	/	(10月末以降) 114,100円	114,100円 (給付)
府からの支援額計	108,000円	114,100円	222,100円

調整例2

私立高校（全日制）で、4月に上限額の30,000円で貸与申請
6月末に、貸与決定（月額30,000円）、4～9月分180,000円振込
7月に「奨学のための給付金」を申請
10月末に「奨学のための給付金」152,000円（道府県民税所得割額・市町村民税所得割額非課税世帯第2子）の支給決定

⇒ 月額 12,000円（全日制・定時制の場合）を減額調整

振込時期	6月末	10月末	計
「修学金」（貸付） ※返還が必要	180,000円 (30,000円×6月)	36,000円 (18,000円×12月－(振込済)180,000円)	216,000円 <u>返還が必要</u>
「奨学のための給付金」 道府県民税所得割額・ 市町村民税所得割額非課税 (第2子以降の高校生の場合)	/	(10月末以降) 152,000円	152,000円 (給付)
府からの支援額計	180,000円	188,000円	368,000円

記入に当たっての注意事項

- 黒（又は青）のペン・ボールペンで記入してください。
消えるボールペンは不可！
- 訂正する場合は、二重線で削除し、訂正印を押印してください。
修正ペン・修正テープ・砂消しゴムでの訂正は不可！
- 印鑑は、印影の変化しない、朱肉で押印するものを使用してください。
ゴム印等のスタンプ印は不可！
- 「自署」欄は、それぞれが必ず自筆で署名してください。

注① 貸与希望額 希望される貸与月額（千円単位）を記入してください。

◆国公立		◆私立	
・自宅通学	18,000円以内	・自宅通学	30,000円以内
・自宅外通学	23,000円以内	・自宅外通学	35,000円以内

注② 通学区分 該当のところに○をしてください。

注③ 貸与希望期間 希望される貸与期間を記入してください。

注④ 電話番号 固定電話と昼間の連絡先（携帯電話等）を記入してください。

注⑤ 他の奨学金との併給状況 受給中又は申請中の奨学金があれば、正式名称を記入してください。

注⑥ 世帯状況 申請者（生徒）と同一世帯の方全員を記入してください。

注⑦ 年齢 令和4年4月1日現在の年齢を記入してください。

注⑧ 所得の種類 次の区分で記入してください。
・給与（パート・アルバイト・内職等を含む）
・事業
・年金
・なし

注⑨ 備考欄 両親のどちらか一方が控除対象配偶者で、収入100万円以下の場合は、世帯状況の備考欄に「控除対象配偶者」と記入してください。

- ※ 母の収入が100万円以下で、父の控除対象配偶者である場合
（父の所得に関する証明書に控除対象配偶者の記載があることを確認）
 - ・母の「備考欄」に「控除対象配偶者」と記入
 - ・母の所得に関する証明書は省略可

注⑩ 申請日 在学している学校に提出する日付を記入してください。

注⑪ 申請者氏名（自署） 申請者（生徒）本人が署名・押印してください。

注⑫ 連帯保証人（自署） 連帯保証人本人が署名・押印してください。

注⑬ 親権者又は未成年後見人（自署）・親権者（自署）

親権者本人が署名・押印してください。
父母ともに親権者の場合は、父母それぞれの署名・押印が必要です。
（父と母それぞれ本人が署名・押印）

注⑭ 在学証明 在学している学校で在学証明を受けてください。

《京都府高等学校等修学資金の貸与に係る推薦依頼書・推薦書》

この貸付は、勉学意欲のある方が対象であるため、在籍している学校の校長先生の推薦が必要です。この推薦依頼書により、学校で推薦を受けてください。

記入例

京都府高等学校等修学資金の貸与に係る推薦依頼書

私（申請者）は、意欲を持って勉学に励むことを誓います。
つきましては、京都府高等学校等修学資金の貸与を受けたいので、学校長の推薦をいただきますようお願いいたします。

令和 4年 4月 19日

京都府立京都修学高等学校長 様

申請者（自署）

住所 京都市伏見区桃山毛利長門西町99

氏名 京都 一郎 京 都

京都府高等学校等修学資金の貸与に係る推薦書

上記の者は、勉学意欲があり、京都府高等学校等修学資金の貸与を受けることが適当であると認めますので、ここに推薦します。

令和 4年 4月 26日

京都府知事 様

学校名 京都府立京都修学高等学校
学校長名 都 学一郎 印

※1 新入生（中学生）は、高等学校等修学資金予約申請書にこの推薦書を添付してください。
※2 在校生は、高等学校等修学資金申請書（在学申請者用）にこの推薦書を添付してください。

在籍している学校名を記入してください。

申請者（生徒）本人が自筆で署名・押印してください。

学校で記入・押印します。

- 黒（又は青）のペン・ボールペンで記入
消えるボールペンは不可！
- 訂正する場合は、二重線で削除し、訂正印を押印
修正ペン・修正テープ・砂消しゴムでの訂正は不可！
- 印鑑は、印影の変化しない朱肉で押印するものを使用
スタンプ印は不可！

《京都府高等学校等修学資金利用誓約書》

この修学資金は、修学のために利用する貸付金です。「修学のために利用する」ことを確認するため誓約書を提出してください。
※ 修学のために要する経費は、誓約書の裏面を参照してください。

記入例

京都府高等学校等修学資金利用誓約書

令和 4年 4月 19日

京都府知事 様

申請者（自署）

住所 京都市伏見区桃山毛利長門西町99

氏名 京都 一郎 京 都

親権者又は未成年後見人（自署）

住所 京都市伏見区桃山毛利長門西町99

氏名 京都 太郎 京 都

親権者（自署）

住所 京都市伏見区桃山毛利長門西町99

氏名 京都 花子 京 都

この度貸与を申請する京都府高等学校等修学資金については、そのすべてを申請者の修学のために利用することを誓約します。

※ 修学のために要する経費の内容については、裏面を参照、確認してください。

申請者（生徒）本人が自筆で署名・押印してください。

親権者本人が、それぞれ自筆で署名・押印してください。

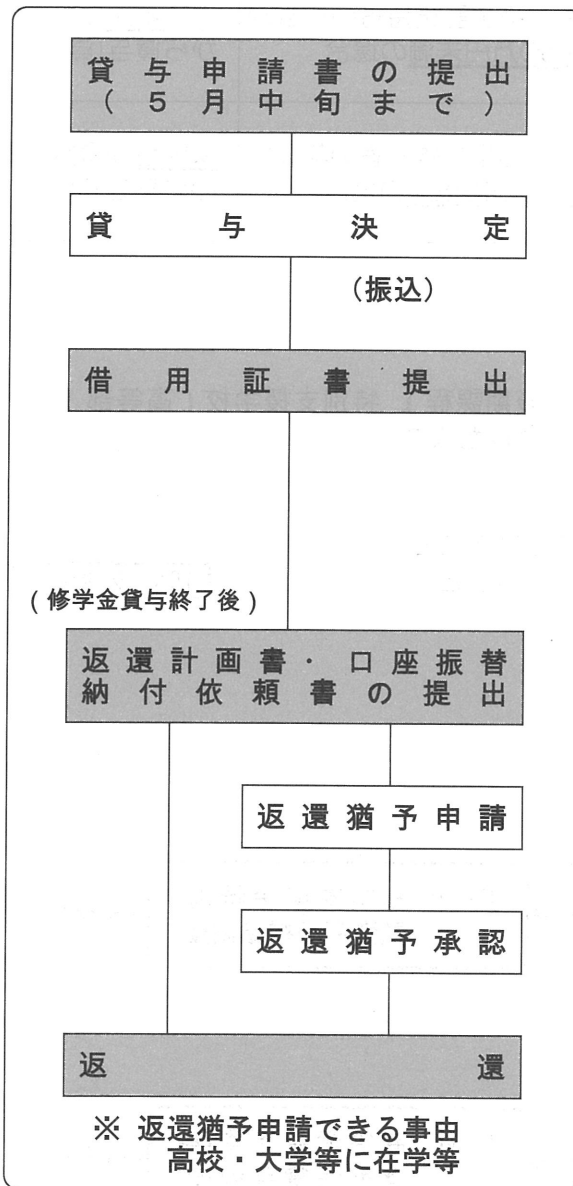
II 修学支度金（入学一時金）

- ◆ 京都府高等学校等修学金の貸与を受けている場合のみ申請できます。
（修学支度金のみ申請はできません。）

◎ 貸与手続きの流れ

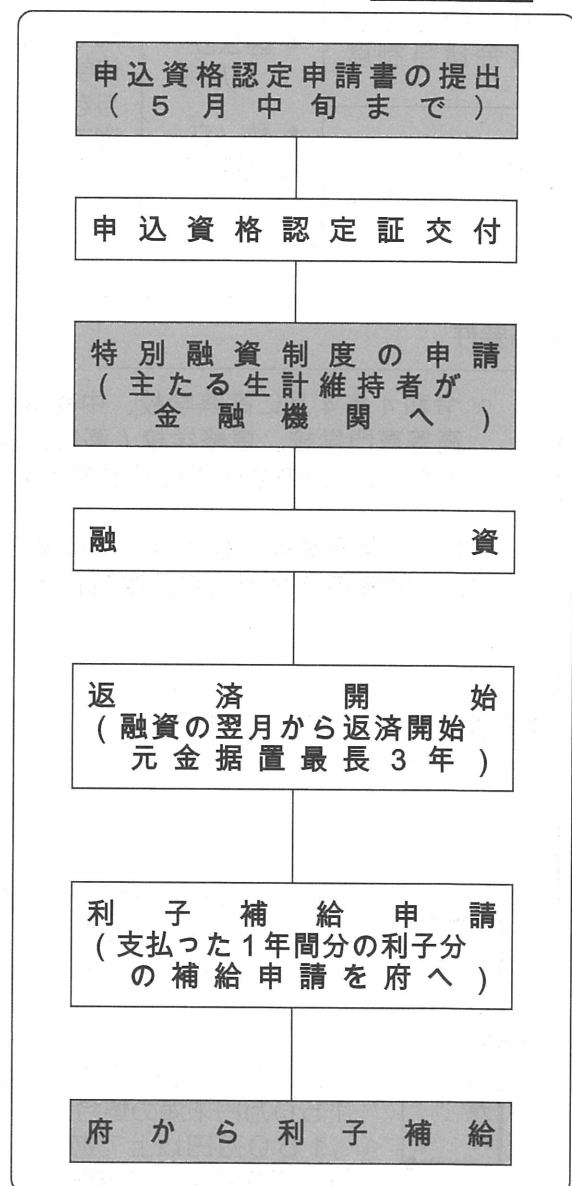
高等学校等修学支度金貸与制度

- ◆ 主たる生計維持者の年収が150万円未満の場合



修学支度金特別融資利子補給制度

- ◆ 主たる生計維持者の年収が150万円以上の場合



京都府は、修学支度金の業務を行うため、申請者（生徒本人）、親権者及び連帯保証人の同意を得て、申請者、親権者、連帯保証人若しくは学校又は関係行政機関に対し、住所、在籍状況、併給の状況、保証の意思等について照会することがあります。

修学支度金（入学一時金）

- ◆ 京都府高等学校等修学金の貸与を受ける場合のみ申請できます。修学支度金のみ申請はできません。
- ◆ 入学した年度の5月15日までに申請が必要です。

【 修学支度金の概要 】

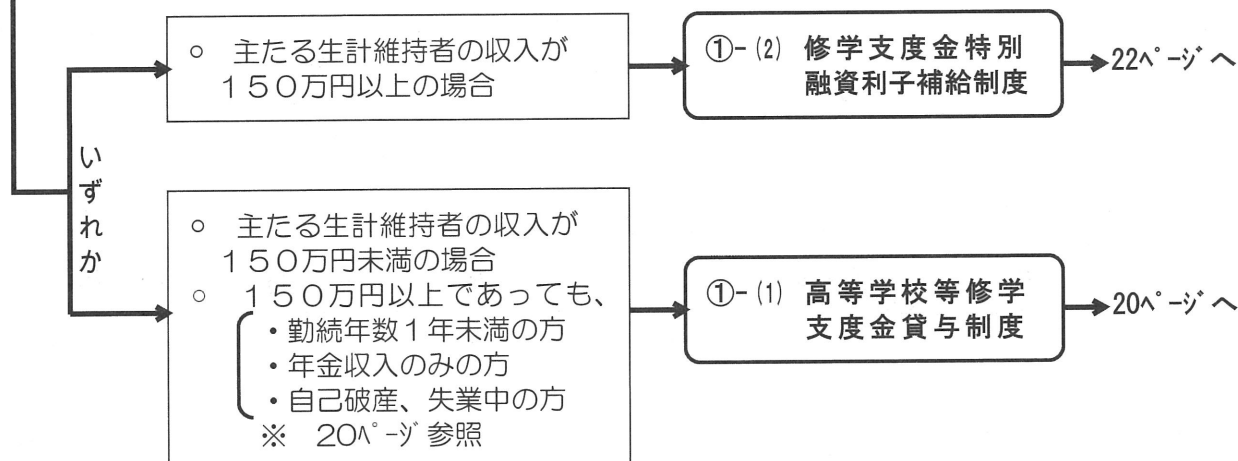
種類	金額	貸与要件	貸与方法等
高等学校等修学支度金貸与制度	◆ 国公立 5万円	高等学校等修学金の貸与を受ける者であること。	主たる生計維持者の年収が <u>150万円未満</u> の場合 生徒本人に京都府から貸与(貸付)
修学支度金特別融資利子補給制度	◆ 私立 25万円		主たる生計維持者の年収が <u>150万円以上</u> の場合 保護者が金融機関の融資を利用

資格要件

- 令和4年4月に高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校、専修学校（高等課程）に入学した人で、次の(1)～(2)のすべてに該当する人
- (1) 京都府高等学校等修学金の貸与を受けていること。
- (2) 同種の資金の貸与又は給付を受けていないこと。

19ページ参照

資格要件を満たしている方のうち



【 高等学校等修学支度金貸与制度 】（京都府からの貸与（貸付））

1 申請の手続きと締切日

- ◆ 提出書類：高等学校等修学支度金貸与申請書 ……別紙様式

記入例：21ページ参照

- ◆ 締切日：令和4年5月15日 在学している学校へ提出してください。

<家計急変等の場合>

所得に関する証明書類では年収150万円以上であるが、次の場合は、事由を確認できる書類を提出いただくことにより、京都府が貸与する高等学校等修学支度金の申請が可能な場合があります。御相談ください。

事由 (主たる生計維持者(19ページ参照))	確認書類
失業、勤続・営業年数1年未満の方	源泉徴収票（「中途就・退職」欄で確認できる場合）の写し 離職票の写し・退職証明書の写し等
年金収入のみの方	年金証書・年金額改定通知書の写し等
自己破産	破産決定書・申立書の写し等
20歳未満又は最終返済時70歳以上の方	生年月日の確認できる書類

2 貸与（貸付）額

国公立 50,000円（定額）
私立 250,000円（定額）

3 修学支度金の振込

修学金（月額）の初回振込みと同時に、お申し出いただいた金融機関の申請者（生徒）名義の口座に直接振り込みます。

修学支度金の返還

修学支度金も、返還が必要な借入金です。
詳細については、1ページ、4ページを参照してください。

記入例

高等学校等修学支度金貸与申請書

貸与予定番号 * 中学校等在学時に貸与予定決定を受けておられる方のみ御記入ください。	
ふりがな 申請者氏名	きょうと いちろう 京 都 一 郎 生年月日 平成18年9月2日(15歳)
住 所	〒612-0064 京都市伏見区桃山毛利長門西町99 電話番号 (固定) 075-574-7518 (携帯) 090-1234-5678
入学(在学)学校名	国立 京都修学高等 学校 全日制 課程 普通科 第1学年(年次) 私立
貸与区分	50,000円 (国公立の高等学校等) 250,000円 (私立の高等学校等)
他の入学支度金との併給状況	受給していない 受給中(名称) 申請中(名称)
連帯保証人 氏名	きょうと たろう 京 都 太 郎 生年月日 昭和49年6月1日(47歳)
連帯保証人 住 所	〒612-0064 京都市伏見区桃山毛利長門西町99 電話番号 (固定) 075-574-7518 (携帯) 090-8765-4321
<p>京都府高等学校等修学支度金の貸与に関する条例に基づき上記のとおり高等学校等修学支度金の貸与を申請します。 なお、上記修学支度金の貸与を受けた上は、同条例及び京都府高等学校等修学支度金の貸与に関する条例施行規則を守るとともに、特約事項に同意し、修学生としての義務についても誠実に履行することを誓約します。</p> <p>令和4年4月19日 京都府知事 様 上記申請者が上記修学支度金の貸与を受けた上は、本人及び連帯保証人相互に連帯して修学支度金返還の責任を負うとともに、特約事項に同意し、届出その他の義務については誠実に履行することを誓約します。</p> <p>令和4年4月19日 京都府知事 様 上記について、同意します。</p> <p>令和4年4月19日</p>	
<p>生徒本人が署名 → 申請者氏名 京 都 一 郎 (京都)</p> <p>連帯保証人が署名 → 連帯保証人氏名 京 都 太 郎 (京都)</p> <p>父・母それぞれが署名 ※ 親権者が1人の場合(父のみ又は母のみ)は、どちらか一方に署名・押印</p> <p>親権者又は未成年後見人(自筆) 〒612-0064 住 所 京都市伏見区桃山毛利長門西町99 氏名 京 都 太 郎 (京都)</p> <p>親権者(自筆) 〒612-0064 住 所 京都市伏見区桃山毛利長門西町99 氏名 京 都 花 子 (京都)</p>	

在学している学校を記入してください。

裏面にも署名・押印の箇所があります。特約事項をよく読んで署名・押印してください。



受給中又は申請中の奨学金があれば正式名称を記入してください。

在学している学校に提出する日付を記入してください。

連帯保証人が署名・押印してください。

申請者が未成年であるときはその親権者又は未成年後見人が署名・押印してください。(共同親権の場合は、父母それぞれの署名・押印が必要です。)

学支度金を返還すべき日までに返還しなかった場額につき法定利率による遅延利息を支払わなければならない。の割合とする。

修学生と連帯して保証するものとする。ができる。た場合は、異動届を速やかに知事に提出しなければい。

この申請の内容又は修学生若しくは連帯保証人又は知事以外の府の機関に照会すること。し回答をすること。

申請内容等に関する情報を当該情報の収集目的

(公示送達による通知を含む。以下同じ。)を要さにより、当然に分割弁済の期限の利益を失うものなければならない。

各号に定める場合

平成11年法律第225号)に基づく再生手続その他の

に満たない場合を含み、当該場合は、1回として

(5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(合意管轄)
 第5条 修学支度金の貸付又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

条例、規則等に定める本制度の内容を理解した上で、この特約事項について同意します。

令和4年4月19日 **生徒本人が署名** → 申請者氏名 **京 都 一 郎** (京都)

令和4年4月19日 **連帯保証人が署名** → 連帯保証人氏名 **京 都 太 郎** (京都)

令和4年4月19日 **父・母それぞれが署名** → 親権者又は未成年後見人氏名 **京 都 太 郎** (京都)

令和4年4月19日 ※ 親権者が1人の場合(父のみ又は母のみ)は、どちらか一方に署名・押印 → 親権者氏名 **京 都 花 子** (京都)

【 修学支度金特別融資利子補給制度 】(金融機関利用)

1 申請の手続きと締切日

- ◆ 提出書類：京都府修学支度金特別融資申込資格認定申請書 ……別紙様式

記入例：23ページ参照

- ◆ 締切日：令和4年5月15日 在学している学校へ提出してください。

2 府へ申請後の流れと手続き

- ① 申込資格認定申請書提出(学校経由で京都府へ) (令和4年5月15日まで)
- ② 申込資格認定証交付(学校経由で保護者へ)
- ③ 保護者(主たる生計維持者本人)が金融機関で特別融資を申込み(令和4年6月下旬～)
- ④ 融資の同月または翌月から返済開始
- ⑤ 支払った1年間分の利子の補給を府へ申請 (令和5年6月末日、以降毎年)
- ⑥ 府から利子補給 (毎年8月) (令和5年8月下旬、以降毎年)

<家計急変等の場合>

所得に関する証明書類では年収150万円以上であっても、失業、自己破産又は金融機関の融資が受けられない場合(勤続年数1年未満、年金収入のみ等)には、京都府が貸与する高等学校等修学支度金(20ページ)の申請が可能な場合があります。御相談ください。

【 修学支度金特別融資利子補給制度の概要 】

融 資 額	<国公立> 50,000円(定額) <私立> 250,000円(定額)
使 途	1 受験に要した資金(受験料、交通費、宿泊費等) 2 学校に納付する資金(入学金、授業料、施設設備費等) 3 その他の資金(教科書代、制服代、下宿の資金等)
返 済 期 間	<u>最長7年 元金据置期間最長3年(利子分の据置はなし)</u>
保証(手数料)料	保証人は不要。 <u>各金融機関設定の保証(手数料)料が別途必要(自己負担)</u>
金 利	年1.7%(現行 ※金利の変動により変わる可能性があります。) (本人からの申請により全額府補助)
取扱金融機関	京都銀行 京都信用金庫 京都中央信用金庫 京都北都信用金庫
利子補給方法	保護者がいったん金融機関に返済後、翌年度に年間分をまとめて府から保護者あて利子補給します。 手続きの方法は、おってお知らせします。

※ 金融機関の審査により融資を受けられない場合があります。その場合は直ちに下記へ御相談ください。

京都府教育庁指導部高校教育課修学支援係

075-574-7518